

令和7年度宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金
店舗等リノベーション型補助金（第2次募集）

実施要領

≪申請にあたっての注意点≫

・補助金交付決定まで、1～2ヶ月程度の期間を要しますので、ご注意ください。

【申請期限 令和7年9月30日厳守】

宝塚市 産業文化部 商工勤労課

令和7年9月

1 事業目的

宝塚市店舗等リノベーション型補助金(以下「補助金」という。)は、市内既存店舗等を対象に、市内の施工事業者を利用して改装等の工事を行う場合に、その経費の一部を補助することにより、市内全域のにぎわいの創出及び雇用機会の拡大を図り、もって本市商業の振興に資することを目的とします。

2 補助金概要

(1) 補助対象者

以下の①～⑩の条件をすべて満たす者としてします。

- ① 市内に店舗等を所有又は賃借し営業している中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模事業者、個人事業主のいずれかに該当する者。ただし、市外に本店があるフランチャイズ店舗等(※)については、対象外とする。

(※)フランチャイズ店舗等…他の法人等が所有する特定の商標、商号その他の営業の象徴となる標識を使用し、その対価として当該法人等に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。

- ② 申請日時点で、店舗等で行う主たる事業が日本産業分類（令和5年7月27日総務省告示第256号）に掲げる以下の業種のうち、不特定多数の一般消費者を顧客とする事業で、原則週5日以上営業をしている者又は補助対象工事等の完了後、原則週5日以上営業をする意思がある者。

ア 小売業（中分類56～60）

イ 宿泊業（中分類75）

ウ 飲食店（中分類76）

エ 持ち帰り・配達飲食サービス業（中分類77／小分類772配達飲食サービスを除く。）

オ 洗濯・理容・美容・浴場業（中分類78）

- ③ 申請日時点で、改装等の工事を行う店舗等において3年以上、市内で上記②に該当する事業を継続しており、補助対象工事等の完了日から起算して3年以上、事業継続の意思がある者。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む事業者でないこと。
- ⑤ 市税の滞納がない事業者であること。
- ⑥ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ⑦ 過去に宝塚市店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金、宝塚市店舗等リノベーション又は宝塚市新ビジネスモデル等創出支援補助金を受けていないこと。
- ⑧ 本補助金の申請者（個人又は法人代表者）と工事施行事業者（個人又は法人の場合

は法人代表者)が同一でないこと。

- ⑨ 政治団体並びに宗教上の組織及び団体でないこと。
- ⑩ 令和7年度において、同一内容の対象事業で、国、兵庫県及び宝塚市を含む他自治体で実施している補助金等の他の助成を受けていないもしくは受ける予定がないこと。

(2) 補助対象経費

以下に掲げる工事を市内に本社、本店等主たる事業所を有する法人もしくは市内に住所がある個人が施工する場合に対象工事とします。そのため、見積書、領収書及び請求書等は市内住所の記載がある書類に限ります。なお、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外するものとしますので、申請の際はご注意ください。

また、交付決定通知書の日付以前に契約及び着手した工事は補助対象外となります。（交付決定通知の日付以降の経費が補助対象経費となります。）

	対象工事	工事の例
1	外装工事	外壁の張替え・塗装・補修、屋根の葺き替え・塗装・防水
2	内装工事	内壁・床・天井クロスの張替え、室内のバリアフリー化、部屋の間仕切りの変更
3	建具工事	扉、窓ガラス、サッシ等の交換
4	給排水設備工事	厨房の改修、来客用のトイレ改修（便器のみの取替も可）、洗面所の改修（非接触型水栓の洗面台への取替のみも可）
5	電気・ガス工事	照明設備、コンセントの増設、給湯設備の設置・取替
6	看板等設置工事	建物に付属した看板、暖簾、オーニング等の修復や設置工事
7	店舗什器設置工事	工事を伴う造り付けの家具の造作

ただし、以下の工事等は対象外とします。

- ・対象店舗等の単なる老朽化や経年劣化のみに伴う工事、又は災害等による店舗の修繕、補修工事
- ・エアコン、換気扇等の設置、更新、入れ替えに関する工事
- ・冷蔵庫の設置、更新、入れ替えに関する工事
- ・工事を伴わない単なる照明設備の購入
- ・工事を伴わない単なる家具の購入

- ・対象店舗等に付属しない屋外設備の設置・修繕（浄化槽、物置・倉庫等の設置・修繕）
- ・防犯カメラの設置工事
- ・門扉、ブロック塀の設置、手すりの設置又は駐車場整備などの外構工事
- ・その他、店舗等で必要であると認められないもの

(3) 補助金額について

補助金上限額 25万円（補助対象経費の1/2以内、千円未満切捨て）

なお、補助対象工事費は、15万円（税抜き）以上とします。

3 申請について

ア 期 間：令和7年9月1日(月曜日) から 9月30日(火曜日) 16時 まで

イ 申請方法：郵送（9月30日必着）、商工勤労課窓口にて提出してください。

郵送の場合：〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 商工勤労課宛

窓口の受付時間：9時～12時、12時45分～17時30分（土日・祝日除く）

ウ 提出書類：補助金交付申請（様式第1号）に関係書類を添えて提出してください。

関係書類

- ・事業計画書（別紙I-1）
- ・暴力団排除に関する誓約書（別紙I-5）
- ・宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金交付要綱に関する誓約書（別紙I-6）
- ・市税の未納の税額がないことの証明の原本
- ・住民票の原本 ※発効日から6ヶ月以内のもの
- ・履歴事項全部証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）又は、開業届
- ・店舗所有者の同意書（任意様式）※賃貸物件の場合
- ・賃貸借契約書の写し※賃貸物件の場合
- ・登記簿謄本 又は 固定資産税納税通知書写し ※自己所有物件の場合
- ・工事前の施工箇所の写真（原則カラー）
- ・工事等明細のわかる見積書（可能な限り、2社以上）

※申請書類様式は、市のホームページからダウンロードするか、市役所商工勤労課でも配布しています。（郵送は致しかねますが、特段の事情がある場合は、返信用封筒に切手を貼り、請求願います。）

4 補助対象者の決定について

申請書を提出いただいた後、4つの観点（①事業の具体性・実現性、②顧客ニーズ、③事業の継続性、④地域への波及性）に基づき審査し、補助対象者を決定します。

5 事業実施期間（実績報告提出期限）について

ア 実績報告書提出期限

：補助事業完了後原則30日以内、又は、令和8年2月27日(金曜日)まで

※実績報告書の提出が遅れた場合、いかなる場合でも補助金を交付することはできません。

※交付決定日から原則として、令和8年2月13日（金曜日）までに必ず工事及び支払いを完了させてください。

イ 提出書類：実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて提出してください。

関係書類

- ・事業報告書（別紙8-1）
- ・支払いを証明する書類の写し（領収書等）
- ・成果物等（工事箇所の前後写真及び購入備品の写真等）

6 その他について

- ・本実施要領や要綱に定めのない事項については、本市の指示に従ってください。
- ・建築基準法の規定に適合する計画にしてください。
- ・店舗併用住宅の場合、店舗部分の工事に限ります。
- ・申請内容に偽りや隠匿、不正な手段により補助を受けたとき、または受けようとしたときや、法令に違反したとき、実績報告書や支出した根拠となる帳簿書類等の添付資料が提出できないなどの場合は、交付決定の取消や補助金の返還命令などの措置を実施します。その場合は、その旨従わなければなりません。
- ・補助期間途中で事業を中止又は廃止した場合は、補助金交付決定の取消しを行う場合がありますので、ご注意ください。
- ・必要に応じて現地調査を行う場合があります。

7 本件に関する問い合わせ先

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市 産業文化部 商工勤労課（TEL：0797-77-2011）